**＜モデル＞**

**延長申請書**

本モデル延長申請書（モデル）は、EUにおける中華人民共和国産メラミンに対する課税期間延長調査の結果を基に、参考までに日本の申請書フォーマットの形に作成したものであり、実際の我が国におけるメラミンの製造、輸入等とは何ら関係がないことをあらかじめ申し添えます。また、申請書の数値等に一部不整合がありますが、モデルとして作成したものであるため、あらかじめご了承ください。

令和○○年○○月○○日

財務大臣 ○○○○殿

申請者

〒000-0000
東京都□□区□□△丁目△番△号
ABC株式会社 代表取締役社長 ○○○○

〒000-0000
東京都□□区□□△丁目△番△号
PQR株式会社 代表取締役社長 □□□□

〒000-0000
東京都□□区□□△丁目△番△号
XYZ株式会社 代表取締役社長 □□□□

申請者代理人（代理人を使用する場合）

〒000-0000
東京都○○区○○△丁目△番△号
○○法律事務所
上記申請者代理人弁護士 ○○○○

中華人民共和国産メラミンに対する
不当廉売関税の課税期間の延長を求める書面

メラミンに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成〇〇年政令第〇〇〇号）により課されている中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）から輸入されたメラミンに対する不当廉売関税に関し、不当廉売関税に係る指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が課税期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあるので、不当廉売関税に関する政令（以下「政令」という。）第7条第4項に規定する本書面及び不当廉売された指定貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害の事実が課税期間の満了後に継続し又は再発するおそれがあることについての証拠を提出し、関税定率法（以下「法」という。）第8条第26項の規定により当該不当廉売関税の課税期間の延長を求める。

目次

[1. 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所 1](#_Toc57297395)

[2. 不当廉売関税に係る指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴 1](#_Toc57297396)

[2-1. 本申請にかかわる不当廉売された指定貨物の品名 1](#_Toc57297397)

[2-2. 本申請にかかわる不当廉売された指定貨物の所属する関税定率法別表の適用上の所属区分及び輸入統計品目番号 1](#_Toc57297398)

[2-3. 不当廉売された指定貨物の銘柄、型式及び特徴 1](#_Toc57297399)

[3. 不当廉売された指定貨物の供給者又は供給国 2](#_Toc57297400)

[4. 本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情 3](#_Toc57297401)

[4-1. 本邦の産業が生産する不当廉売された指定貨物と同種の貨物 3](#_Toc57297402)

[4-2. 申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当することの説明 4](#_Toc57297403)

[5． 不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間（課税期間）の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることの概要 4](#_Toc57297404)

[5-1. 不当廉売された指定貨物の輸入が継続し、又は再発するおそれ 4](#_Toc57297405)

[5-1-1. 正常価格 4](#_Toc57297406)

[5-1-2a. 本邦向け輸出価格【本邦向け輸出が継続している場合】 5](#_Toc57297407)

[5-1-3a. 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間（課税期間）の満了後に継続するおそれがあること【本邦向け輸出が継続している場合】 6](#_Toc57297408)

[5-1-2b. 本邦向け輸出価格【本邦向け輸出が停止している場合】 7](#_Toc57297409)

[5-1-3b. 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間（課税期間）の満了後に再発するおそれがあること【本邦向け輸出が停止している場合】 8](#_Toc57297410)

[5-2a. 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的損害の事実が指定期間満了後に継続し、又は再発するおそれ【本邦向け輸出が継続している場合】 8](#_Toc57297411)

[5-2-1a. 不当廉売された指定貨物の輸入量【本邦向け輸出が継続している場合】 8](#_Toc57297412)

[5-2-2a. 不当廉売された指定貨物の輸入が本邦の同種の貨物の価格に及ぼす影響【本邦向け輸出が継続している場合】 9](#_Toc57297413)

[5-2-3a. 不当廉売された指定貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響による損害の継続又は再発のおそれがあることの概要【本邦向け輸出が継続している場合】 10](#_Toc57297414)

[5-2-4a. 他に損害の継続又は再発をもたらす可能性がある要素がないこと 13](#_Toc57297415)

[5-2b. 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的損害の事実が指定期間満了後に再発するおそれ【本邦向け輸出が停止している場合】 13](#_Toc57297416)

[5-2-1b. 不当廉売された指定貨物の輸入量【本邦向け輸出が停止している場合】 13](#_Toc57297417)

[5-2-2b. 本邦市場における国産品の販売価格の推移【本邦向け輸出が停止している場合】 14](#_Toc57297418)

[5-2-3b. 不当廉売された指定貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響による損害の継続又は再発のおそれがあることの概要【本邦向け輸出が停止している場合】 14](#_Toc57297419)

[5-2-4b. 他に損害の再発をもたらす可能性がある要素がないこと 18](#_Toc57297420)

[6. 本書面に記載された事項の一部又は証拠の全部若しくは一部を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由 18](#_Toc57297421)

[7. 関税定率法第8条第26項の規定による求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況 18](#_Toc57297422)

[8. その他参考となるべき事項 18](#_Toc57297423)

[8-1. 不当廉売された指定貨物の輸入者 18](#_Toc57297424)

[8-2. 不当廉売された指定貨物と同種の貨物を生産している申請者以外の本邦の生産者等 18](#_Toc57297425)

[8-3. 不当廉売された指定貨物と同種の貨物の産業上の使用者及びその団体 19](#_Toc57297426)

[8-4. 不当廉売された指定貨物の本邦及び他国における不当廉売関税課税状況 19](#_Toc57297427)

[8-5. 不当廉売された指定貨物と同種の貨物の国際取引の一般状況 19](#_Toc57297428)

図表一覧

[図表 1　生産者及び輸出者 2](#_Toc52960577)

[図表 2　申請者のメラミンの生産状況（2019年度） 4](#_Toc52960578)

[図表 3　不当廉売差額（ダンピング・マージン）の計算 6](#_Toc52960579)

[図表 4　中国産メラミンの主要輸出先の概要 7](#_Toc52960580)

[図表 5　本邦市場への輸入量の推移 8](#_Toc52960581)

[図表 6　本邦市場における価格の推移 9](#_Toc52960582)

[図表 7　損害指標 10](#_Toc52960583)

別紙一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 |  | 公開/非公開の別 |
| 別紙1 | 中華人民共和国産のメラミンに対する調査開始の件（平成XX年財務省告示第XX号）で告示した関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）第8条第5項の調査に関する調査結果報告書 | 公開情報 |
| 別紙2 | 生産者及び輸出者の所在地及び連絡先 | 公開情報 |
| 別紙3 | 産業上の使用者との取引に関する情報 | 非公開情報 |
| 別紙4 | 申請者のメラミンの生産状況 | 一部非公開情報 |
| 別紙5 | 別紙5-1　ABC(株)有価証券報告書（2019年度）別紙5-2　PQR(株)有価証券報告書（2019年度）別紙5-3　XYZ(株)有価証券報告書（2019年度） | 公開情報 |
| 別紙6 | World Development Report 2019  | 公開情報 |
| 別紙7 | 世界の主要なメラミン生産者情報 | 公開情報 |
| 別紙8 | T社のメラミン製造原価 | 非公開情報 |
| 別紙9 | T社のメラミン販売費及び一般管理費 | 非公開情報 |
| 別紙10 | T社のメラミン利潤 | 非公開情報 |
| 別紙11 | 調整後の正常価格 | 非公開情報 |
| 別紙12 | 中国からの輸入量及び輸入価格（財務省貿易統計） | 公開情報 |
| 別紙13 | 類似貨物の輸出諸掛（荷役・通関諸費用等） | 非公開情報 |
| 別紙14 | 別紙14-1　日本国内トラック輸送費に係る計算書別紙14-2　 Doing Business 2019 | 一部非公開情報 |
| 別紙15 | 類似貨物の海上輸送費見積結果 | 非公開情報 |
| 別紙16 | 類似貨物の海上保険料見積結果 | 非公開情報 |
| 別紙17 | 為替レート | 公開情報 |
| 別紙18 | 調整後の輸出価格 | 非公開情報 |
| 別紙19 | Chemical Economics Handbook  | 公開情報 |
| 別紙20 | 中国のメラミン産業に関する調査報告書 | 非公開情報 |
| 別紙21 | 中国のメラミン生産者（一二参化学公司）有価証券報告書 | 公開情報 |
| 別紙22 | Federal Register | 公開情報 |
| 別紙23 | 中国から米国へのメラミン輸出実績 | 公開情報 |
| 別紙24 | 中国から第三国へのメラミン輸出実績 | 公開情報 |
| 別紙25 | 不当廉売関税の撤廃後に予想される中国産品の輸入価格の推計 | 非公開情報 |
| 別紙26 | 国産品の国内販売価格の算出 | 非公開情報 |
| 別紙27 | 調査対象期間における国産品の原材料費の推移 | 非公開情報 |
| 別紙28 | 類似産品の国内生産者の利潤 | 非公開情報 |
| 別紙29 | 秘密として取り扱うことを求める事項 | 公開情報 |
| 別紙30 | 知り得た輸入者一覧 | 公開情報 |
| 別紙31 | 経済産業省生産動態統計 | 公開情報 |
| 別紙32 | 本調査に対する申請者以外の本邦生産者の支持の状況 | 公開情報 |

# 1. 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所

本件の申請者は、ABC株式会社、PQR株式会社及びXYZ株式会社であり、所在地はそれぞれ以下のとおりである。申請者の事業内容は、いずれもメラミンを含む、無機化成品及び有機化成品の製造及び販売である。

ABC株式会社

〒000-0000

東京都□□区□□△丁目△番△号

PQR株式会社

〒000-0000
東京都□□区□□△丁目△番△号

XYZ株式会社

〒000-0000

東京都□□区□□△丁目△番△号

# 2. 不当廉売関税に係る指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

## 2-1. 本申請にかかわる不当廉売された指定貨物の品名

メラミン

## 2-2. 本申請にかかわる不当廉売された指定貨物の所属する関税定率法別表の適用上の所属区分及び輸入統計品目番号

貨物の所属する関税定率法別表の適用上の所属区分：第2933.61号　メラミン

貨物の所属する輸入統計品目番号：輸入統計品目番号2933.61-000　メラミン

## 2-3. 不当廉売された指定貨物の銘柄、型式及び特徴

メラミン（英語名称：Melamine）は、一般に白色の結晶性粉末であり、化学式C3H6N6で表される。

不当廉売された指定貨物の銘柄、型式及び特徴は、中華人民共和国産メラミンに対する調査開始の件（平成XX年財務省告示第XX号）で告示した関税定率法（明治43年法律第54号）第8条第5項の調査に関する調査結果報告書（以下「当初調査結果報告書」）（別紙1）において認定されたとおりであり[[1]](#footnote-2)、なんら変更はないが[[2]](#footnote-3)、不当廉売された指定貨物の銘柄、型式及び特徴（物理的・化学的特性、用途、販売経路及び製造工程【当初申請時と同様の項目立てとする】）に関して、以下で再び説明を行う。

(1) 物理的・化学的特性

　【当初申請時と同様の記載を追加】

(2) 用途

　【当初申請時と同様の記載を追加】

(3) 販売経路

　【当初申請時と同様の記載を追加】[[3]](#footnote-4)

(4) 製造工程

　【当初申請時と同様の記載を追加】

# 3. 不当廉売された指定貨物の供給者又は供給国

不当廉売された指定貨物の本邦への供給国は中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）である。

不当廉売された指定貨物について、当初調査結果報告書において認定された生産者及び輸出者並びにその他申請者が知り得た中国における生産者及び輸出者は以下のとおりである。ただし、この他にも存在する可能性がある。

図表 1　生産者及び輸出者[[4]](#footnote-5)

|  |  |
| --- | --- |
| 供給国 | 生産者及び輸出者 |
| 中国 | 一二参化学公司 |
| 中国 | 五六七化学公司 |
| 中国 | ＊＊CO.,LTD |
| 中国 | ！！CO.,LTD |

　　　　　　　　　　　　　　　　（出典：当初調査結果報告書\_頁、〇〇[[5]](#footnote-6)）

（注）生産者及び輸出者の所在地及び連絡先は別紙2のとおり。

# 4. 本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情

## 4-1. 本邦の産業が生産する不当廉売された指定貨物と同種の貨物

本邦の産業が生産するメラミンの品名、銘柄、型式、物理的・化学的特性、用途、販売経路及び製造工程は、当初調査結果報告書において認定された事実[[6]](#footnote-7)から変更はない[[7]](#footnote-8)。不当廉売された指定貨物と本邦の産業が生産するメラミンは、以下で述べるとおり、物理的・化学的特性、用途、販売経路及び製造工程が概ね同じであり、代替性を有している。

(1) 物理的・化学的特性

　上記2-3. (1)において述べた不当廉売された指定貨物の物理的・化学的特性と同様である。【当初申請時に記載した事項のうち特筆すべきものがあれば追加】

(2) 用途

　上記2-3. (2)において述べた不当廉売された指定貨物の用途と同様である。【当初申請時に記載した事項のうち特筆すべきものがあれば追加】

(3) 販売経路

　上記2-3. (3)において述べた不当廉売された指定貨物の販売経路と同様である。【当初申請時に記載した事項のうち特筆すべきものがあれば追加】

(4) 製造工程

　上記2-3. (4)において述べた不当廉売された指定貨物の製造工程と同様である。【当初申請時に記載した事項のうち特筆すべきものがあれば追加】

(5) 代替性

　上記のとおり、不当廉売された指定貨物と本邦の産業が生産するメラミンは、物理的・化学的特性、用途、販売経路及び製造工程が概ね同じである。また、当初調査結果報告書において、不当廉売された指定貨物と本邦の産業が生産するメラミンの同種性が認められているが[[8]](#footnote-9)、その後かかる認定を覆す事情は発生していない[[9]](#footnote-10)。また、申請者の知る限りにおいて、不当廉売関税が課されるようになって以降も、不当廉売された指定貨物の価格を示し、申請者に対して値引き要求を行った産業上の使用者や、申請者の生産するメラミンから不当廉売された指定貨物に供給元を切り替えた産業上の使用者が存在する[[10]](#footnote-11)（別紙3）。

これらの事実から、不当廉売された指定貨物と本邦の産業が生産するメラミンは本邦の市場における代替性を有しているといえる。

以上より、本邦の産業が生産するメラミンは、不当廉売された指定貨物と同種の貨物であると言える。

## 4-2. 申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当することの説明

申請者は、上記メラミンを生産・販売している本邦メラミン産業を構成する全5社のうちの3社であり、その2019年度のメラミン生産量の合計は、本邦メラミン総生産量の75%を占める。

よって、申請者は政令第5条第1項に定める「本邦の産業に利害関係を有する者」に該当する。

図表 2　申請者のメラミンの生産状況（2019年度）

|  |  |
| --- | --- |
| 国内総生産量（千MT） | 500 |
| 申請者の生産量合計（千MT） | 378 |
| 国内総生産量に占める申請者の生産量の割合 | 75% |

（出典：別紙4）

なお、申請者は、不当廉売された指定貨物の供給者又は輸入者との間に、政令第4条第2項各号に掲げられている関係は有していない（別紙5）。また、不当廉売された指定貨物を申請日の6か月前の日以降に輸入していない。

# 不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間（課税期間）の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることの概要

## 5-1. 不当廉売された指定貨物の輸入が継続し、又は再発するおそれ

### 5-1-1. 正常価格

(1)　正常価格の基礎とする価格

中国を原産地とする輸入貨物については政令第2条第1項第4号、同第3項のとおり、当該輸入貨物の生産者が、当該輸入貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができない場合には、「当該輸入貨物の供給国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における消費に向けられる当該輸入貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格、当該供給国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格又は当該輸入貨物の原産国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格」を法第8条第1項の正常価格とすることができるとされている。

申請者は、中国と近い経済発展段階にあり、一定規模のメラミンの生産者が存在するイランを「当該輸入貨物の供給国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国」とした。一人当たりのGNI（Gross National Income）に係る情報として、直近の世銀報告書（World Development Report）（別紙6）及び世界の主要なメラミン生産者のリスト（別紙7）を、それぞれ提出する。なお、イランに比べて一人あたりのGNIが中国のGNIに近い国としてロシア、トリニダードトバゴが挙げられるが、申請者が当該二国の正常価格を算定するのに必要な情報を入手することができなかったため、イランを選定した。

申請者は、イランにおけるメラミンの生産者であるT社における製造原単位を生産費（製造原価）の算定に用い、当該生産費に通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格を正常価格として用いることとした[[11]](#footnote-12)。

なお、正常価格算定に係る対象期間（原則として1年間）は、2019年4月1日から2020年3月31日とした。

(2)　正常価格算定の根拠

【当初調査時と同程度の記載（以下項目は例示）】

①　製造原価（別紙8）

②　販売費及び一般管理費（別紙9）

③　利潤（別紙10）

また、正常価格と比較するために、イランのリアル建ての価格を円建てに換算する際には、△△発行の為替相場表の為替レートを使用した（別紙17）。

(3)　調整後の正常価格

以上から、調整後の正常価格は、1kg当たり【950.31】円と算出された（別紙11）。

### 5-1-2a. 本邦向け輸出価格【本邦向け輸出が継続している場合】

※本邦向け輸出が停止している場合：5-1-2b.(7頁～)へ

(1)　輸出価格の基礎とする価格

申請者は、不当廉売された指定貨物の調査対象期間である2019年4月1日から2020年3月31日における輸出価格の基礎として、当該期間に中国から本邦に輸入されたメラミンの輸入価格（CIFベース）を輸入貿易統計により算出した（別紙12）。中国産メラミンの月別輸入価格は、当該期間において、858.94円／kg（2019年7月）から881.31円／kg（2020年1月）の間であり、加重平均すると869.53円／kgであった

(2)　控除すべき経費等

上記輸入価格はCIF価格であることから、申請者は、以下の経費を控除した。【当初調査時と同程度の記載（以下項目は例示）】

1. 輸出諸掛（荷役・通関諸費用等）（別紙13）【4.15】円/kg
2. 輸出国内輸送費（製造工場から輸出港までの外国内陸の貨物輸送費）（別紙14-1~14-3）【48.41】円/kg
3. 海上輸送費（別紙15）【13.45】円/kg
4. 海上保険料（別紙16）【0.13】円/kg

また、正常価格と比較するために、中国の人民元建ての価格を円建てに換算する際には、△△発行の為替相場表の為替レートを使用した（別紙17）。

(3)　調整後の輸出価格

以上より、調整後の輸出価格は【803.39】円/kgとなった（別紙18）。

### 5-1-3a. 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間（課税期間）の満了後に継続するおそれがあること【本邦向け輸出が継続している場合】

(1) 不当廉売差額（ダンピング・マージン）

上記5-1-1に基づき算出される正常価格及び5-1-2aに基づき算出される調整後の輸出価格から、下表のとおり不当廉売差額（ダンピング・マージン）及び不当廉売差額率（ダンピング・マージン率）を算出した。

図表 3　不当廉売差額（ダンピング・マージン）の計算

|  |  |
| --- | --- |
| ① 正常価格（調整後）（円/kg） | 【950.31】 |
| ② 本邦向け輸出価格（調整後）（円/kg） | 【803.39】 |
| ③ 不当廉売差額（ダンピング・マージン）　[①－②] （円/kg） | 【146.92】 |
| ④ 不当廉売差額率（ダンピング・マージン率）［③／②×100］（） | 【18.29】% |

以上から、不当廉売された指定貨物は、不当廉売差額率（ダンピング・マージン率）【18.29】%で本邦の市場にダンピング輸入されている。

(2) 不当廉売輸入が継続するおそれ

⑴で述べたとおり、調査対象期間である2019年4月1日から2020年3月31日を通じて、中国産メラミンの本邦に対する不当廉売輸入の事実が認められた。申請者はさらに、不当廉売関税の課税期間の満了後において、中国産メラミンの不当廉売輸入が継続するおそれについて検討した。

≪Chemical Economics Handbookの最新版（別紙19）によると、2019年の中国のメラミン生産能力は、1,900千トンであった。その一方、中国の同年のメラミン総生産量は1,100千トンであり、中国国内市場へ852千トンが出荷され、240千トンが輸出された。したがって、2019年において、中国の生産余力は800千トンあり、中国のメラミン供給者は十分な余剰生産能力を有していると言える。また、申請者が行った中国のメラミン業界に関する調査（別紙20）によると、中国のメラミン供給者は生産設備の増強を計画しており、2024年の生産能力は、2,500千トンとなる見込みであるとされているのに対して、申請者の知る限りにおいて、国内需要が大幅に増加するとの情報はない。中国の主たるメラミン供給者の最新の監査済み財務諸表（別紙21）が示すように、メラミンの生産原価の相当部分を設備の償却費が占めていることから、メラミンの生産者には、常に生産設備をフル稼働して生産するためにより多くの販売先を獲得するインセンティブがある。よって、現在及び将来にわたって、中国のメラミン供給者は十分な余剰生産能力を有しており販売を拡大する傾向にあるが、中国国内にそれを吸収できる市場はないことから、中国のメラミン供給者は、生産量の大部分を中国国外に振り向けるほかなく、実際に、中国の主たるメラミン供給者は、輸出拡大を社の中期経営目標に掲げている（別紙21）。

一方で、Chemical Economics Handbookの最新版（別紙19）によれば、世界各国のメラミン供給者の生産能力は、全世界のメラミンの需要を上回っており、メラミン市場は世界的に供給過剰の状態にある。よって、中国のメラミン供給者の余剰生産能力を吸収できる市場は、中国国外においても存在しない。特に、米国は、2016年より中国産メラミンに対して、不当廉売関税45%及び相殺関税23%の賦課を開始した（別紙22）。かかる貿易救済措置の発動により、中国から米国向けのメラミン輸出量は急減し、当該措置発動前には約45千トンであった輸出量が2019年には786トンまで減少した（別紙23）。当該措置により、中国のメラミン供給者は、米国市場へのアクセスが著しく制限されている状態であり、今後、輸出量を回復することが困難である。

以上より、中国のメラミン供給者が有する余剰生産能力を吸収できる市場は、中国国内だけでなく中国国外にも存在しない。≫

また、⑴で述べたとおり、調査対象期間である2019年4月1日から2020年3月31日において、中国産メラミンの本邦に対する不当廉売輸入の事実が認められたこと、及び申請者の知る限りにおいて、不当廉売された指定貨物の価格を示し、申請者に対して値引き要求を行った産業上の使用者や、申請者の生産するメラミンから不当廉売された指定貨物に供給元を切り替えた産業上の使用者が存在する（別紙3）ことを踏まえれば、現行の不当廉売関税の課税満了後においても、中国の供給者は不当廉売輸出を継続させるおそれがあるものと考えられる。

### 5-1-2b. 本邦向け輸出価格【本邦向け輸出が停止している場合】

調査対象期間（2019年4月1日から2020年3月31日）において中国から本邦に対する輸出実績はなかったことから、申請者は、中国から第三国に対する輸出実績について調査した。輸出量が多い上位3か国（総輸出量の64.0%相当）について、輸出金額及び輸出量は図表4のとおりである。このデータから、中国生産者は、FOBベースで輸出単価844円/kgから859円/kgで輸出していることがわかり、全体の加重平均を取ると、854円/kgである。

図表 4　中国産メラミンの主要輸出先の概要

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | 　 | **マレーシア** | **韓国** | **タイ** | **全体** |
| **輸出金額** | 千円 | 60,754 | 50,929 | 18,550 | 204,915 |
| **輸出量** | MT | 72,000 | 60,000 | 21,600 | 240,000 |
| **単価** | 円/kg | 844 | 849 | 859 | 854 |

出典：中国輸出統計（別紙24）

### 5-1-3b. 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間（課税期間）の満了後に再発するおそれがあること【本邦向け輸出が停止している場合】

調査対象期間である2019年4月1日から2020年3月31日までの期間において、中国産メラミンの本邦に対する輸入は見られなかった。申請者は、不当廉売関税の課税期間の満了後において、中国産メラミンの不当廉売輸入が再発するおそれについて検討した。

≪　挿入　≫また、5-1-2bで述べたとおり、中国のメラミン供給者は、FOBベースで輸出価格854円/kgで第三国に対して輸出を行っている。これは、5-1-1で求めた正常価格【950.31】円/kgを大きく下回っていることから、不当廉売関税の課税期間が終了し、中国のメラミン供給者が、第三国に対する輸出価格と同程度の価格設定で本邦への輸出を行った場合、それは中国から本邦に対する不当廉売輸入となる。

不当廉売関税の賦課前の2015年度に、中国産の本邦へのメラミン輸出量は122千トンであったことや、中国から第三国への輸出価格が国産品の国内販売価格よりも安価であること等[[12]](#footnote-13)を踏まえれば、現行の不当廉売関税の課税期間が満了すれば、中国は、本邦に対して正常価格を下回る価格で、当初調査において認定された数量[[13]](#footnote-14)を輸出すると予想され、不当廉売輸入が再発するおそれがあるものと考えられる。

## 5-2a. 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的損害の事実が指定期間満了後に継続し、又は再発するおそれ【本邦向け輸出が継続している場合】

※本邦向け輸出が停止している場合：5-2b.(13頁～)へ

### 5-2-1a. 不当廉売された指定貨物の輸入量【本邦向け輸出が継続している場合】

次の図表5-1は、不当廉売された指定貨物の輸入量並びに当該輸入量が総輸入量及び国内需要量に占める割合等を示している[[14]](#footnote-15)。

図表 5-1　本邦市場への輸入量の推移

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **年度** | **2015** | **2016** | **2017** | **2018** | **2019** | **2015比** |
| **全世界輸入量** | MT | 163,203 | 139,363 | 136,368 | 111,574 | 137,072 | -26,231 |
| **中国からの輸入量** | MT | 122,143 | 84,032 | 87,620 | 65,860 | 89,840 | -32,303 |
| **全世界輸入量に占める中国産品の割合** | ％ | 74.8 | 60.3 | 64.3 | 59.0 | 65.5 | -9 |
| **国内需要量** | MT【 | 467,960 | 421,117 | 415,911 | 397,530 | 424,211 | -43749】 |
| **国内需要量に占める中国製品の市場占拠率** | ％【 | 26.1 | 20.0 | 21.1 | 16.6 | 21.2 | -5】 |

出典：財務省貿易統計（別紙12）、経済産業省生産動態統計（別紙31）

不当廉売された指定貨物の本邦への輸入量は、2015年度は122千トン、市場占拠率で【26.1】%を占めていたが、2016年度に不当廉売関税が発動されると、同年度は84千トン、市場占拠率は【20.0】%まで落ち込んだ。2017年度には88千トン、市場占拠率は【21.1】%、2018年度には66千トン、同【16.6】％と再び減少傾向にあった。その後2019年度には90千トンまで増加したものの、市場占拠率は2017年度よりも若干高い【21.2】%にとどまった。このように、不当廉売関税の賦課後、不当廉売された指定貨物の輸入量は、賦課以前に回復することはなかった。5-1-3aにおいて述べたとおり、中国の供給者には生産余力があり、それを吸収する市場が中国国内及び中国国外に存在しない。よって、不当廉売関税の課税期間が満了後も、中国品の不当廉売輸入が継続し、輸入量がさらに増加することが考えられる。

### 5-2-2a. 不当廉売された指定貨物の輸入が本邦の同種の貨物の価格に及ぼす影響【本邦向け輸出が継続している場合】

次の図表6-1は、不当廉売された指定貨物の輸入価格と本邦の同種の貨物（国産品）の価格の推移を示している[[15]](#footnote-16)。輸入価格については、貿易統計に基づく輸入価格（CIFベース）を用い、2016年度以降は不当廉売関税（28.0%）を加算した。また、当該価格と販売段階を合わせるため、国産品の価格については、工場出荷価格情報（非関連販売）を用いた。

図表 6-1　本邦市場における価格の推移

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 年度 | **2015** | **2016** | **2017** | **2018** | **2019** | **2015比** |
| **中国産品の国内販売価格** | 円/kg | 802 | 1,203 | 1,157 | 1,124 | 1,113 | +311 |
| **国産品の国内販売価格（非関連販売）** | 円/kg【 | 998 | 1,013 | 1,245 | 1,135 | 1,139 | +141】 |
| **国産品と中国産品の国内販売価格差額** | 円/kg【 | 196 | -190 | 88 | 11 | 26 | -170】 |
| **国産品と中国産品の国内販売価格差率** | %【 | 20 | -19 | 7 | 1 | 2 | -17】 |

出典：財務省貿易統計（別紙12）及び申請者実績（別紙26）

当初調査において、不当廉売された貨物により、国産品は価格を引き下げられ、また、その上昇を妨げられたと認定された[[16]](#footnote-17)。不当廉売関税の課税前である2015年度においては、不当廉売された指定貨物の価格は802円/kgと、国産品の価格【998】円/kgを大幅に下回っていた。また、2016年度に不当廉売関税28.0%が適用されると、同年度の不当廉売された指定貨物の国内販売価格は1,203円/kgへ上昇し、国産品の国内販売価格【1,013】円/kgを上回ったものの、その後は徐々に低下して2019年度には1,113円/kgとなっており、かかる価格は、依然として、国産品の国内販売価格を下回っていた。

当初調査において認定されたとおり[[17]](#footnote-18)、メラミンの使用者は、価格を第1に供給者を選択している。上記のとおり、2017年度以降は不当廉売関税を加味してもなお、不当廉売された指定貨物の国内販売価格は、国産品のそれを下回る状況にあったが、実際に、申請者は、産業上の使用者から中国産品を引き合いに価格交渉を迫られ、対応を余儀なくされていた（別紙3）。

よって、かかる競争状況において、不当廉売関税が撤廃された場合、不当廉売された指定貨物の国内販売価格は、2015年度の不当廉売関税賦課前の水準程度までに低下し、国産品の国内販売価格を下回る可能性が十分にある。これにより、国産品の国内販売価格を押し下げる又は価格上昇を抑制するなど、当該価格に影響を及ぼすと考えられる。

### 5-2-3a. 不当廉売された指定貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響による損害の継続又は再発のおそれがあることの概要【本邦向け輸出が継続している場合】

**(1) 不当廉売された指定貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響**

次の図表7-1は、2015年度から2019年度までの本邦の産業のメラミン事業に係る損害指標を示したものである[[18]](#footnote-19)。

図表 7-1　損害指標

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **年度** | **2015** | **2016** | **2017** | **2018** | **2019** | **2015比** |
| **国産品の国内販売量** | MT【 | 274,211  | 269,154  | 265,738  | 270,175  | 271,581  | -2,630】  |
| **国内需要量に占める国産品の市場占拠率** | %【 | 59 | 64 | 64 | 68 | 64 | +5】 |
| **国産品の自家消費量** | MT【 | 30,546 | 12,600 | 13,805 | 15,781 | 15,558 | -14,988】  |
| **国産品の国内販売額** | 百万円【 | 273,663 | 272,653 | 330,844 | 306,649 | 309,331 | +35,668】  |
| **国産品の自家消費額** | 百万円【 | 32,195 | 14,036 | 15,793 | 16,602 | 16,647 | -15,548】  |
| **売上高** | 百万円【 | 305,858  | 286,689  | 346,637  | 323,251  | 325,978  | +20,120】  |
| **利潤** | **営業利益** | 百万円【 | -7,341 | -38,990 | 24,958 | 22,304 | 30,316 | +37,657】  |
| **経常利益** | 百万円【 | -7,341 | -38,990 | 24,958 | 22,304 | 30,316 | +37,657】  |
| **利潤率** | %【 | -2  | -14  | 7  | 7  | 9  | +12】 |
| **生産高（生産量）** | MT【 | 371,564 | 365,245 | 383,215 | 391,761 | 377,539 | +5,975】  |
| **生産性[生産量/雇用]** | MT/人【 | 540  | 658  | 644  | 655  | 618  | +78】  |
| **設備投資額[該当貨物部分]** | 百万円【 | 14,630  | 6,464  | 13,675  | 11,534  | 13,639  | -991】  |
| **投資率[上記投資額/全社投資額]** | %【 | -3.0  | -28.1  | 16.2  | 14.9  | 20.8  | +24】 |
| **投資収益** | **[営業利益/設備投資額]** | %【 | -50  | -603  | 183  | 193  | 222  | +272】 |
| **[経常利益/設備投資額]** | %【 | -50  | -603  | 183  | 193  | 222  | +272】 |
| **生産能力** | MT【 | 442,000 | 396,200 | 396,200 | 396,200 | 396,200 | -45,800】  |
| **操業度（稼働率）[生産量/生産能力]** | %【 | 84  | 92  | 97  | 99  | 95  | +11】 |
| **キャッシュフロー** | 百万円【 | 36,162 | 2,939 | 41,848 | 36,840 | 47,933 | +11,771】  |
| **期末在庫（2014年度期首在庫【25,678】MT）** | MT【 | 31,019  | 23,194  | 26,792  | 26,470  | 14,924  | -16,095】  |
| **雇用** | 人【 | 688  | 555  | 595  | 598  | 611  | -77】  |
| **賃金** | 円/月・人【 | 524,773  | 568,168  | 568,098  | 570,500  | 570,721  | +45,948】  |
| **成長** | 【研究開発費等に投資することができておらず、事業として成長することができていない。】 |
| **資金調達能力** | 【新規設備投資はできておらず、資金調達能力は改善していない。】 |
|  |
| **売上原価** | 百万円【 | 305,062  | 313,874  | 311,970  | 292,533  | 286,565  | -19,293】 |

申請者の国内販売量は2016年度に【269千】トン、2017年度には【266千】トンと2015年度から【3.1】%減少し、その後、2018年度【270千】トン、2019年度には【272千】トンまで回復した。自家消費は、2016-2019年度に【13千】トンから【16千】トンと、2015年度の半分程度まで減少したが、これは【申請者のうち一企業が、メラミンを主原料とする製品の生産を停止したこと】に依るものである。国産品の市場占拠率は、図表7-1に示した通り、2015年度には【59】%であったものが、2016年度以降の不当廉売関税賦課後には【64】%以上で推移した。

なお、生産量は、輸出量の増加に伴い、国内販売量及び自家消費の減少分が相殺され、2015年度から2019年度まで安定的に推移した。また、在庫は、特に2019年度に【15千】トンと2015年度の【31千】トンから半減したが、これは本邦の産業が生産量を調整して在庫削減に努力した結果である。

図表6-1に示したとおり、国産品の国内販売価格は、年度途中から不当廉売関税が適用となった2016年度には年度平均で【1,013】円/kgと【1.5】%上昇したものの、2015年度から2016年度にかけて原材料費が高騰したことにより（別紙27）売上原価が2015年度の【1,001】円/kgから2016年度の【1,114】円/kgへと【11.3】%上昇し、それに見合った価格引き上げはできなかったことから、2016年度の営業利益は【-390】億円と大きく悪化し、対売上高比利潤率[[19]](#footnote-20)は【-13.6】%となった。通年で同関税が適用された最初の年度である2017年度には、国産品の国内販売価格は【1,245】円/kgと2015年度比で【24.7】%上昇して、売上原価の上昇分を上回り、営業利益は【250】億円、対売上高比利潤率は【7.2】%と大きく回復した。その後も回復傾向を維持し、2018年度には営業利益【223】億円、対売上高比利潤率は【6.9】%、2019年度には営業利益【303】億円、対売上高比利潤率は【9.3】%と、改善が見られた。

このように、不当廉売関税の賦課により、国産品の国内販売価格が改善されたことで、営業利益は改善した。しかし、対売上高比利潤率については、最も改善が見られた2019年度でも【9.3】%にすぎず、これは本邦のメラミン産業に類似する産品（塩ビ・化成品）の生産者の2019年度の利潤水準の平均値11.3％と比較して低い（別紙28）ことから、本邦の産業は依然脆弱な状態にあると考えられる。

また、2016年度、キャッシュフローは2015年度比で売上高の減少を受けて大幅に減少したが、2017年度以降は売上高の増加及び売上原価の低下により2015年度を上回り、2019年度には同年度比【32.6】%増加した。しかし、キャッシュフローが増加したとはいえ、成長や資本調達能力の欄に記載されているとおり、【研究開発費、新規設備投資】等を行うに足りるものではないため、将来に向けた投資を行うことは出来ていない。当初調査において認定されたとおり、不当廉売関税が適用される以前、本邦の産業は損害を受けていた[[20]](#footnote-21)が、申請者のうち１社は、2015年度末【工場の一部生産設備を休止せざるを得ない】状況となり、その結果、2015年度に【442千】トンあった生産能力は2016年度以降【396千】トンと2015年度比で【10.4】%縮小され、その後回復していない。これにより、生産量の増加に伴って操業度は2015年度の【84.1】%から2018年度には【98.9】%に達することとなった。加えて、設備投資額は不当廉売関税の賦課以前と同水準を維持しており、現存する設備を維持する程度にとどまっている。これらの事実は、本邦の産業が、依然として脆弱な状態にあることを示している。

雇用は、2015年度の【688】人から2016年度には生産能力の削減及び生産量の減少を受けて【555】人と【19.3】%減少した。その後、2019年度には【611】人まで増加したものの、雇用は生産量を反映して増減するものであるところ、本件の生産量の直近の改善は上述の通り輸出量の増加によるものである。従業員1人あたりの賃金は増加し、2019年度では【57万】円/月と、2015年度と比較して【9】%増加している。しかし、これは、新規採用を止めたことにより、人員配置の流動化が図れず、ベースアップ分のみ上昇しているにすきない。

以上、本邦の産業は、不当廉売関税適用後、売上高、営業利益等に改善が見られ、損害から回復する傾向にあった。しかし、利潤は本邦における類似の産業の利潤率を下回っており、将来の成長を支えるだけの研究開発を含む投資を行える水準までには至っていない。よって、本邦の産業は依然として脆弱な状態にある。

**(2) 不当廉売された指定貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響による損害の継続又は再発のおそれ**

不当廉売された指定貨物の輸入の価格は、不当廉売関税が適用された後、不当廉売関税額を反映して上昇し、輸入量も大幅に減少した。かかる状況において、本邦の産品は、国内販売価格を2015年度の価格から2019年度には【14.1】%引き上げることができた（図表6）。しかし、5-2-2aで述べたとおり、顧客は常に価格により供給者を選択するところ、不当廉売関税の賦課後であっても中国品の国内販売価格は国産品のそれを下回り、その結果、営業現場では中国品の価格を引き合いに出されていた（別紙3）。また、5-2-3a(1)で述べたとおり、本邦の産業は、売上高や営業利益等において回復の傾向を見せたものの、依然として脆弱な状況にあった。

さらに、5-1-3aで述べたとおり、中国のメラミン生産者は、相当程度の余剰生産能力を既に有しており、将来にわたってその傾向は変わらないのに対して、中国国内及び中国国外においてはその余剰生産能力を吸収できるだけの市場は存在しない。メラミンの生産原価の相当部分を設備の償却費が占めていることから、メラミンの生産者には、常に、生産設備をフル稼働して生産するためにより多くの販売先を獲得するインセンティブがある（別紙21）。よって、不当廉売関税の課税期間が満了すれば、本邦市場を標的として輸出量を急激に増加させることは十分に可能である。また、中国は、メラミンの最大の輸出相手国であるマレーシアに対してCIF輸出価格相当844円/kgでの輸出を行っている（図表4）。課税期間が満了し、中国のメラミン生産者が、マレーシアへの輸出価格と同程度の価格で本邦に対して一定量の輸出を行えば、国産品の国内販売価格は中国産品の価格に対応したものとせざるを得ず、その結果、本邦の産業が十分な利益を確保できないおそれがある。

以上から、不当廉売関税が撤廃された場合、中国品の不当廉売輸入が継続し、本邦の産業に対する損害が再発するおそれが十分にある。

### 5-2-4a. 他に損害の継続又は再発をもたらす可能性がある要素がないこと

【特に注記すべき事項がある場合のみ記載】

## 5-2b. 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的損害の事実が指定期間満了後に再発するおそれ【本邦向け輸出が停止している場合】

### 5**-2-1b. 不当廉売された指定貨物の輸入量【本邦向け輸出が停止している場合】**

既に述べたとおり、また、次の図表5-2でも示すとおり、調査対象期間において中国から本邦に対する輸出実績はなかった。これは、2016年度に不当廉売関税の賦課が開始されたことを契機として輸入が停止した結果であるが、それ以前は全世界輸入量の75％近くを占める輸入が継続していたものであって、5-1-3bのとおり、中国から第三国への輸出価格が正常価格を大きく下回っており、中国から第三国への輸出価格が国産品の国内販売価格よりも安価であること等からすると、仮に現行の不当廉売関税の課税期間が満了すれば、中国品の不当廉売輸入が再開することが十分に考えられる。

図表 5-2　本邦市場への輸入量の推移

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **年度** | **2015** | **2016** | **2017** | **2018** | **2019** | **2015比** |
| **全世界輸入量** | MT | 163,203 | 95,161 | 55,668 | 45,714 | 47,232 | -115,971 |
| **中国からの輸入量** | MT | 122,143 | 39,830 | 6,920 | 0 | 0 | -122,143 |
| **全世界輸入量に占める中国産品の割合** | ％ | 74.8 | 41.9 | 12.4 | 0 | 0 | -74.8 |
| **国内需要量** | MT【 | 467,960 | 421,117 | 415,911 | 397,530 | 424,211 | -43,749】 |
| **国内需要量に占める中国製品の市場占拠率** | ％【 | 26.1 | 10.6 | 1.6 | 0 | 0 | -26.1】 |

### 5-2-2b. 本邦市場における国産品の販売価格の推移【本邦向け輸出が停止している場合】

次の図表6-2は、本邦市場における国産品の価格推移を示している（価格は、工場出荷価格情報（非関連販売）を用いた。）。

図表 6-2　本邦市場における国産品の販売価格推移

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 年度 | **2015** | **2016** | **2017** | **2018** | **2019** | **2015比** |
| **国産品の国内販売価格（非関連販売）** | 円/kg【 | 998 | 1,013 | 1,245 | 1,235 | 1,209 | +211】 |

当初調査において、不当廉売された貨物により、国産品は価格を引き下げられ、また、その上昇を妨げられたと認定された[[21]](#footnote-22)。不当廉売関税の課税前である2015年度においては、不当廉売された指定貨物の価格は802円/kgと、国産品の価格【998】円/kgを大幅に下回っていた。その後、2016年度に不当廉売関税28.0%が適用されると、国産品の国内販売価格は徐々に上昇し、2017年度に【1,245】円/kgになってからは、2019年まで同水準の価格となっているが、世界のメラミン市場において支配的なシェアを誇る中国の影響力は未だに強く、本邦への輸入が停止した後もなお、安価な中国品を引き合いに出されるなどして、本邦の産業は依然として安定的な事業継続が可能な価格設定はできていない。

他方、不当廉売された輸入貨物の第三国への輸出価格は、5-1-3bで述べたとおり、FOBベースで854円/kgとなっており、国産品の国内販売価格を大きく下回っている。

かかる状況において、不当廉売関税が撤廃された場合、不当廉売された指定貨物の国内販売価格は、国産品の国内販売価格を下回る可能性が十分にあることから、これにより、国産品の国内販売価格を押し下げる又は価格上昇を抑制するなど、当該価格に影響を及ぼすと考えられる。

### 5-2-3b. 不当廉売された指定貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響による損害の継続又は再発のおそれがあることの概要【本邦向け輸出が停止している場合】

**(1)　不当廉売された指定貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響**

　次の図表7-2は、2015年度から2019年度までの本邦の産業のメラミン事業に係る損害指標を示したものである[[22]](#footnote-23)。

図表 7-2 　損害指標

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **年度** | **2015** | **2016** | **2017** | **2018** | **2019** | **2015比** |
| **国産品の国内販売量** | MT【 | 274,211  | 313,356  | 346,438  | 336,035  | 361,421  | +87210】 |
| **国内需要量に占める国産品の市場占拠率** | %【 | 59 | 74% | 83% | 85% | 85% | +27】 |
| **国産品の自家消費量** | MT【 | 30,546 | 12,600 | 13,805 | 15,781 | 15,558 | -14,988】 |
| **国産品の国内販売額** | 百万円【 | 273,663 | 317,430 | 431,316 | 415,003 | 436,958 | +163295】 |
| **国産品の自家消費額** | 百万円【 | 32,195 | 14,036 | 15,793 | 16,602 | 16,647 | -15,548】 |
| **売上高** | 百万円【 | 305,858  | 331,466  | 447,109  | 431,605  | 453,605  | +147,747】 |
| **利潤** | **営業利益** | 百万円【 | -7,341 | -38,990 | 24,958 | 22,304 | 30,316 | +37,657】  |
| **経常利益** | 百万円【 | -7,341 | -38,990 | 24,958 | 22,304 | 30,316 | +37,657】  |
| **利潤率** | %【 | -2  | -14  | 7  | 7  | 9  | +12】 |
| **生産高（生産量）** | MT【 | 371,564 | 409,447 | 463,915 | 457,621 | 467,379 | +95815】 |
| **生産性[生産量/雇用]** | MT/人【 | 540  | 658  | 644  | 655  | 618  | +78】  |
| **設備投資額[該当貨物部分]** | 百万円【 | 14,630  | 6,464  | 13,675  | 11,534  | 13,639  | -991】  |
| **投資率[上記投資額/全社投資額]** | %【 | -3.0  | -28.1  | 16.2  | 14.9  | 20.8  | +24】 |
| **投資収益** | **[営業利益/設備投資額]** | %【 | -50  | -603  | 183  | 193  | 222  | +272】 |
| **[経常利益/設備投資額]** | %【 | -50  | -603  | 183  | 193  | 222  | +272】 |
| **生産能力** | MT【 | 480,000 | 480,000 | 480,000 | 480,000 | 480,000 | 0】 |
| **操業度（稼働率）[生産量/生産能力]** | %【 | 84  | 92  | 97  | 99  | 95  | +11】 |
| **キャッシュフロー** | 百万円【 | 36,162 | 2,939 | 41,848 | 36,840 | 47,933 | +11,771】  |
| **期末在庫（2014年度期首在庫 【25867】MT）** | MT【 | 31,019  | 23,194  | 26,792  | 26,470  | 14,924  | -16,095】  |
| **雇用** | 人【 | 688  | 555  | 595  | 598  | 611  | -77】  |
| **賃金** | 円/月・人【 | 524,773  | 568,168  | 568,098  | 570,500  | 570,721  | +45,948】  |
| **成長** | 【研究開発費等に投資することができておらず、事業として成長することができていない。】 |
| **資金調達能力** | 【新規設備投資はできておらず、資金調達能力は改善していない。】 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| **売上原価** | 百万円【 | 305,062  | 313,874  | 311,970  | 292,533  | 286,565  | -18,497】  |

申請者の国内販売量は不当廉売関税が課された2016年度以降上昇し、2019年度には【361千】トンまで回復した。自家消費は、2016-2019年度に【13千】トンから【16千】トンと、2015年度の半分程度まで減少したが、これは【申請者のうち一企業が、メラミンを主原料とする製品の生産を停止したこと】に依るものである。国産品の市場占拠率は、図表7-2に示した通り、2015年度には【59】%であったものが、2016年度以降の不当廉売関税賦課後には【85】%以上で推移した。

生産量も国内販売量の回復に伴って増加した。また、在庫は、特に2019年度に【15千】トンと2015年度の【31千】トンから半減したが、これは本邦の産業が生産量を調整して在庫削減に努力した結果である。

図表6-2に示したとおり、国産品の国内販売価格は、年度途中から不当廉売関税が適用となった2016年度には年度平均で【1,013】円/kgと【1.5】%上昇した。しかし、世界のメラミン市場において支配的なシェアを誇る中国の影響力は強く、2015年度から2016年度に生じた原材料費の高騰（別紙27）により売上原価が2015年度の【1,001】円/kgから2016年度の【1,114】円/kgへと【11.3】%上昇したにもかかわらず、本邦への輸入が停止した後もなお、安価な中国品を引き合いに出されるなどして、売上原価の上昇に見合った価格引き上げはできなかった。これにより、2016年度の営業利益は【-390】億円と大きく悪化し、対売上高比利潤率[[23]](#footnote-24)は【-13.6】%となった。

通年で同関税が適用された最初の年度である2017年度には、国産品の国内販売価格は【1,245】円/kgと2015年度比で【24.7】%上昇して、売上原価の上昇分を上回り、営業利益は【250】億円、対売上高比利潤率は【7.2】%と大きく回復した。その後も回復傾向を維持し、2018年度には営業利益【223】億円、対売上高比利潤率は【6.9】%、2019年度には営業利益【303】億円、対売上高比利潤率は【9.3】%と、改善が見られた。

このように、不当廉売関税の賦課により、国産品の国内販売価格が改善されたことで、営業利益は改善した。しかし、対売上高比利潤率については、最も改善が見られた2019年度でも【9.3】%にすぎず、これは本邦のメラミン産業に類似する産品（塩ビ・化成品）の生産者の2019年度の利潤水準の平均値11.3％と比較して低い（別紙28）ことから、本邦の産業は依然脆弱な状態にあると考えられる。

また、2016年度、キャッシュフローは2015年度比で売上高の減少を受けて大幅に減少したが、2017年度以降は売上高の増加及び売上原価の低下により2015年度を上回り、2019年度には同年度比【32.6】%増加した。しかし、キャッシュフローが増加したとはいえ、成長や資本調達能力の欄に記載されているとおり、【研究開発費、新規設備投資】等を行うに足りるものではないため、将来に向けた投資を行うことは出来ていない。当初調査において認定されたとおり、不当廉売関税が適用される以前、本邦の産業は損害を受けていた[[24]](#footnote-25)が、申請者のうち１社は、2015年度末【工場の一部生産設備を休止せざるを得ない】状況となり、その結果、2015年度に【442千】トンあった生産能力は2016年度以降【396千】トンと2015年度比で【10.4】%縮小した。その後、生産量の増加に伴って操業度は2015年度の【84.1】%から2018年度には【98.9】%に達することとなった。加えて、設備投資額は不当廉売関税の賦課以前と同水準を維持しており、現存する設備を維持する程度にとどまっている。これらの事実は、本邦の産業が、依然として脆弱な状態にあることを示している。

雇用は、2015年度の【688】人から2016年度には生産能力の削減及び生産量の減少を受けて【555】人と【19.3】%減少した。その後、2019年度には【611】人まで増加したものの、雇用は生産量を反映して増減するものであるところ、本件の生産量の直近の改善は上述の通り輸出量の増加によるものである。従業員1人あたりの賃金は増加し、2019年度では【57万】円/月と、2015年度と比較して【9】%増加している。しかし、これは、新規採用を止めたことにより、人員配置の流動化が図れず、ベースアップ分のみ上昇しているにすきない。

以上、本邦の産業は、不当廉売関税適用後、売上高、営業利益等に改善が見られ、損害から回復する傾向にあった。しかし、利潤は本邦における類似の産業の利潤率を下回っており、将来の成長を支えるだけの研究開発を含む投資を行える水準までには至っていない。よって、本邦の産業は依然として脆弱な状態にある。

**(2)　不当廉売された指定貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響による損害の継続又は再発のおそれ**

不当廉売された指定貨物の輸入の価格は、不当廉売関税が適用された後、不当廉売関税額を反映して上昇し、その後、輸入は停止することとなった。かかる状況において、本邦の産品は、国内販売価格を2015年度の価格から2019年度には【21.1】%引き上げることができた（図表6-2）。

　しかし、本邦の産業は、これまでの指定貨物の不当廉売輸入によって受けた損害からまだ完全には回復しておらず、依然として脆弱な状態にある。

また、5-1-3bで述べたとおり、中国のメラミン生産者は、相当程度の余剰生産能力を既に有しており、将来にわたってその傾向は変わらないのに対して、中国国内及び中国国外においてはその余剰生産能力を吸収できるだけの市場は存在しない。メラミンの生産原価の相当部分を設備の償却費が占めていることから、メラミンの生産者には、常に、生産設備をフル稼働して生産するためにより多くの販売先を獲得するインセンティブがある（別紙21）。よって、不当廉売関税の課税期間が満了すれば、本邦市場を標的として再度輸出を再開させることは十分に可能である。

さらに、中国は、メラミンの最大の輸出相手国であるマレーシアに対してCIF輸出価格相当844円/kgでの輸出を行っている（図表4）。課税期間が満了し、中国のメラミン生産者が、マレーシアへの輸出価格と同程度の価格で本邦に対して輸出を再開すれば、価格を重視する国内のメラミン使用者が、安価な指定貨物へ購入先を切り替え、国産品の販売先が奪われるほか、国産品の国内販売価格も中国産品の価格に対応したものとせざるを得なくなるなど、本邦の産業が十分な利益を確保できないおそれがある。

以上から、不当廉売関税が撤廃された場合、中国品の不当廉売輸入が継続し、本邦の産業に対する損害が再発するおそれが十分にある。

### 5-2-4b. 他に損害の再発をもたらす可能性がある要素がないこと

【特に注記すべき事項がある場合のみ記載】

# 6. 本書面に記載された事項の一部又は証拠の全部若しくは一部を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由

別紙29により、本書面に記載された事項の一部又は証拠の一部を秘密として取り扱うことを求める。

# 7. 関税定率法第8条第26項の規定による求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況

上記4-2記載のとおり、申請者は、メラミンを生産・販売している本邦メラミン産業を構成する全5社のうちの3社であり、その2018年度のメラミン生産量の合計は、本邦メラミン総生産量の75%を占める。したがって、政令第7条第4項第7号及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン6.(2)一～三に定める支持の状況に係る要件を満たしている。

# 8. その他参考となるべき事項

## 8-1. 不当廉売された指定貨物の輸入者

申請者が知り得た全ての本邦の輸入者を別紙30に示す。当該輸入者は当初調査及び申請者の独自調査により判明したものであり、このほかにも存在する可能性がある。

## 8-2. 不当廉売された指定貨物と同種の貨物を生産している申請者以外の本邦の生産者等

不当廉売された指定貨物と同種の貨物であるメラミンの本邦における生産者は、申請者のほかに2社ある（なお、同2社も本件申請を支持している（別紙32）。）が、団体は存在しない。当該生産者の名称及び住所は以下のとおり。

DEF株式会社

〒000-0000

○○県○○市○○△丁目△番△号

GHI株式会社

〒000-0000

○○県○○市○○△丁目△番△号

## 8-3. 不当廉売された指定貨物と同種の貨物の産業上の使用者及びその団体

申請者の知り得たメラミンの産業上の使用者は○社あり、その団体は○団体ある。それらの者の名称及び住所等は以下のとおり。

・産業上の使用者

株式会社○○　北海道○○市○○○町7 　Tel 011－○○○－○○○○

△△有限会社　沖縄県△△市△△△町8 　Tel 098－△△△－△△△△

・団体

社団法人○○ 大阪府大阪市○○○区9 　Tel 06－○○○○－○○○○

△△△業協会 京都府京都市△△△町0 　Tel 075－△△△－△△△△

## 8-4. 不当廉売された指定貨物の本邦及び他国における不当廉売関税課税状況

本邦におけるメラミンの貿易救済措置の事例はないが、申請者の知る限り、他国における不当廉売関税の調査等状況は次のとおりである（別紙22）。

米　国

* 不当廉売措置

2015年1月7日：中国産メラミンを調査対象産品とする不当廉売調査及び相殺関税調査を開始

2016年3月2日：米国商務省、調査対象産品に不当廉売関税45%及び相殺関税23%を課す最終措置命令を発出。

## 8-5. 不当廉売された指定貨物と同種の貨物の国際取引の一般状況

1. 当初調査結果報告書\_頁。 [↑](#footnote-ref-2)
2. 変更がある場合は、その内容について説明を追加する。 [↑](#footnote-ref-3)
3. 不当廉売された指定貨物の本邦への輸出が停止している場合、不当廉売関税措置が満了した後に用いられることが想定される販売経路等について記載する。 [↑](#footnote-ref-4)
4. 不当廉売された指定貨物の本邦への輸出が停止している場合も、調査対象期間に供給国における生産を行っていればここに記載する。 [↑](#footnote-ref-5)
5. 新たに発覚した生産者及び輸出者がいる場合は、その根拠資料を記載する。 [↑](#footnote-ref-6)
6. 当初調査結果報告書\_頁。 [↑](#footnote-ref-7)
7. 変更がある場合は、その内容について説明を追加する。 [↑](#footnote-ref-8)
8. 当初調査結果報告書\_頁。 [↑](#footnote-ref-9)
9. 変更がある場合は、その内容について説明を追加する。 [↑](#footnote-ref-10)
10. 不当廉売された指定貨物の本邦への輸出が停止している場合、不当廉売関税措置が満了した後に再発することが想定される状況等に関する記載を追加する。 [↑](#footnote-ref-11)
11. 代替国価格は当初調査時と同じ手法で算出可能であり、国内販売価格・第三国販売価格・構成価格のいずれを用いてもよい。なお、グレード分けがある場合はグレード毎に算出する必要がある。 [↑](#footnote-ref-12)
12. 当初調査結果報告書\_頁。 [↑](#footnote-ref-13)
13. 当初調査結果報告書\_頁。 [↑](#footnote-ref-14)
14. 【図表5は別紙参照とすることも可】 [↑](#footnote-ref-15)
15. 【図表6は別紙参照とすることも可】 [↑](#footnote-ref-16)
16. 当初調査結果報告書\_頁。 [↑](#footnote-ref-17)
17. 当初調査結果報告書\_頁。 [↑](#footnote-ref-18)
18. 本邦の産業全体に係る損害指標を提示することが不可能である場合、申請者が合理的に入手可能な範囲で損害指標を提示すればよい。なお、図表7は別紙参照とすることも可。 [↑](#footnote-ref-19)
19. なお、対売上高比利潤率は損害15指標に含まれず、必須の指標ではない。 [↑](#footnote-ref-20)
20. 当初調査結果報告書\_頁。 [↑](#footnote-ref-21)
21. 当初調査結果報告書\_頁。 [↑](#footnote-ref-22)
22. 本邦の産業全体に係る損害指標を提示することが不可能である場合、申請者が合理的に入手可能な範囲で損害指標を提示すればよい。なお、図表7は別紙参照とすることも可。 [↑](#footnote-ref-23)
23. なお、対売上高比利潤率は損害15指標に含まれず、必須の指標ではない。 [↑](#footnote-ref-24)
24. 当初調査結果報告書\_頁。 [↑](#footnote-ref-25)